

入 札 公 告

(福祉用具導入)

株式会社リツワの発注する「認知症対応型共同生活介護事業所初度設備備品購入」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 5 日

株式会社リツワ

代表取締役 佐々木 輝

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 件 名 | 認知症対応型共同生活介護事業所初度備品購入（福祉用具導入） |
| (2) 納 品 場 所 | 〒984-0053 宮城県仙台市若林区連坊小路 135 レインボウハウス 2 階
（仮称）グループホーム五橋 |
| (3) 物品及び数量 | 仕様書による |
| (4) 納 期 | 契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 30 日（月）まで |
| (5) 支 払 条 件 | 落札決定後 契約書に準ずる |
| (6) 契 約 保 証 金 | 免除とする |
| (7) 最低制限価格 | 設定有（非公開） |
| (8) 入 札 方 法 | 郵送方式による、一般競争入札。 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

仙台市から入札参加登録を受けている業者で、開札日当日において以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 商法の「株式会社」又は「有限会社」の法人格を有すること。
- (2) 仙台市・宮城県内に本社（本店）、営業所（支店）等を有していること。
- (3) 福祉用具の納入、設置、設定の実績があること
- (4) 入札仕様書の要求する事項を確実に履行可能であること。
- (5) 納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。
- (6) 次に示す経営不振の状態にないこと。
 - (ア) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)に基づき再生手続開始の申し立てがなされたとき。
 - (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続きを行ったとき。
 - (ウ) 商法(明治 32 年法律第 48 号)により会社の整理又は特別清算を開始したとき。
- (7) 暴力団等の排除
 - 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加していると認められる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者
 - (イ) 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者
 - (ウ) 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (エ) 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) その他
 - 本入札の公告日又は入札日において、宮城県又は仙台市から指名停止措置を受けていない者であること。

3 入札手続き等

(1) 連絡先

〒989-5031 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66

株式会社リツワ開設準備室 事務局

メールアドレス：head-office@ritsuwa.com

(2) 質疑受付

受付期間 令和8年3月5日から令和8年3月11日まで

受付時間 月～金 9:00～17:00

質疑回答 随時

質疑/回答方法 メール

メールアドレス：head-office@ritsuwa.com

(3) 入札仕様書及び提出書類の交付日及び場所

当法人ホームページにて

(4) 入札日程等

入札・開札の日時及び場所

令和8年3月13日（金）14時

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢 66

株式会社リツワ開設準備室 事務局

(5) 入札者に求められる事項(提出書類期限等)

この入札に参加を希望する者は、提出書類一式を令和8年3月13日(金)正午までに(3)に示す場所に提出しなければならない。

<提出書類一式>

① 入札参加申請書

② 誓約書

③ 暴力団排除に関する誓約書

④ 仙台市の最新の入札参加業者登録を証明するものの写し

⑤ 入札書（他見積り内訳書等を添付）

※入札書を入れた封筒は封かんの上、開札日及び件名、差出人の住所、会社名を記入

⑥ 委任状（必要な場合）

4 入札の方法等

郵送方式による。また落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 見積り内訳書の提出について

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した見積り内訳書の提出を求めるものとする。
- (2) 見積り内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 見積り内訳書は、返戻しない。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。
 - ① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - ② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 件名等の錯誤がある入札
- (4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為その他不正の行為があったとき。

7 落札者の決定方法

入札回数は1回を限度とし、入札で落札者がいない場合は随意契約による。随意契約による時の見積もり回数は2回を限度とし、随意契約が成立しない場合は、入札を終了する。

8 契約の締結

落札した者は、落札決定後7日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は指名停止を受けた場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

9 その他

- (1) 備品導入内容に関する電話での質問は、一切受け付けないものとする。